

# 令和2年度 長野支部事業結果報告

# (1-1) 基盤的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和3年度への課題と対応
<p>1 ○サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付(療養費、高額療養費を除く)の申請受付から支給までの標準期間である10日間(サービススタンダード)を遵守する。</li> <li>・各種説明会・広報を活用し、届書の郵送促進、「届書・申請書作成支援サービス」の利用促進を図る。</li> <li>・業務改善委員会を中心にお客様満足度調査の結果分析を行い、問題点改善に向けた対応を検討し実施する。</li> <li>・研修又はOJTにより職員のお客様に対する対応スキルを高め、質の高いサービス提供に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理遅延や漏れが発生しないよう逐次進捗状況を把握し、サービススタンダード100%を達成した。(目標100%)</li> <li>・当日の受付状況や職員の状況により個別に担当業務を指示するなど柔軟に対応できる体制を構築するよう努めた。</li> <li>・メルマガや協会けんぽNews及び9～10月の社会保険事務説明会において届書作成支援サービスについて広報、説明を行った。</li> <li>・郵送率:96.7%</li> <li>・元年度お客様満足度調査結果を踏まえ、8月にビジネススキル研修を実施、また、電話対応のポイントをまとめ朝礼時に唱和した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の取り組みを引き続き継続する。</li> <li>・状況に応じ体制を柔軟に変えられるよう、進捗状況の把握・管理の徹底を継続する。</li> <li>また、日頃から様々な業務に携わることで多能化が停滞しないようマネジメントする。</li> <li>・広報誌や各種事務説明会にて引き続き「届書・申請書作成支援サービス」について説明・広報を行う。</li> <li>・毎朝の唱和「電話対応のポイント」を励行し、質の高いサービス提供に努める。</li> <li>・2年度に実施したお客様満足度調査の結果分析を行い必要な研修等を実施する。</li> </ul>
<p>2 ○業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現金給付等の業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底する。</li> <li>・職員の多能化により、日々の業務量、業務の優先度に応じた柔軟な処理体制を定着化させ、さらなる生産性の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「標準化」「簡素化」「効率化」を図るべく、職員の能力に応じた育成計画を策定し、これを実施することで職員一人一人のスキルアップに努めた。また、3つのユニットを四半期ごとローテーションさせることで職員の多能化を図った。</li> <li>・毎月グループミーティング(学習会)を開催、また、職員との個別面談を実施しスキルアップを促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の取り組みを引き続き継続する。</li> <li>・事務処理速度の測定を行い、1件当たりの「標準処理時間」を職員に提示。これを目標とすることで職員一人一人の処理能力向上を図る。</li> </ul>
<p>3 ○現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額報酬(標準報酬月額830千円以上)、資格取得直後(資格取得日から90日以内)の申請について重点的に審査を行う。</li> <li>・不正の疑いのある事案について、保険給付適正化会議を毎月開催し事案の共有、議論を経て事業主への立ち入り検査を積極的に行う。</li> <li>・傷病手当金と障害年金・老齢年金、労災給付との併給調整が必要な事案については、申請書の記載内容、添付書類、日本年金機構から提供されるデータに基づき遅滞なく確実に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当案件は審査段階から「重要度:高」として審査を行い、確認者・決裁者においても重点的に確認を行った。</li> <li>・保険給付適正化会議での議論を経た後、厚生局の認可を受け、6月と12月にそれぞれ1件ずつ、年金事務所との合同の事業主への立ち入り検査を実施した。</li> <li>・審査段階から年金証書などの添付書類を確認するなどし、調整を行った。また、年金機構から提供されるデータについては1か月以内に着手し全件3か月以内に確認、必要に応じ更正決定処理を完了させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の取り組みを引き続き継続する。</li> <li>・不正の疑いのある事案があれば、保険給付適正化会議の結果に基づき、協会単独または年金機構との合同検査を実施する。</li> <li>・本部より提供される「資格喪失後に傷病手当金を継続して受給している案件」について、提供され次第速やかに調査を実施する。</li> </ul>

# (1-2) 基盤的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和3年度への課題と対応
<p>4 ○効果的なレセプト点検の推進 (内容点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト内容点検効果向上計画を策定し、計画に沿って効果的なレセプト点検を実施する。</li> <li>・点検員毎のそれぞれの結果に応じた具体的点検方針等を指示し、PDCAを回すことによりスキル向上を図る。</li> <li>・他支部査定事例の自動点検マスタや汎用任意抽出テンプレート等への反映状況の管理とその効果測定を実施する。</li> <li>・支払基金との定例打合せで各事例を共有することにより効率かつ効果的な点検を図る。</li> <li>・上記により、1件当たりの査定額を3,152円以上とする。また、年間の査定効果額を10,000万円以上とする。</li> </ul> <p>(資格点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認システムを導入(USBトークンを配布)している医療機関へ毎月利用するよう電話勧奨する。</li> <li>・勧奨の結果、今後の利用が見込めない医療機関からはUSBトークンを回収する。</li> <li>・オンライン資格確認システムを導入している医療機関へ毎月利用するよう電話勧奨するとともに、3か月連続で利用がなかった医療機関のオンライン資格確認システムの利用を停止する。</li> <li>・病床数300床以上の病院へオンライン資格確認システム導入を勧奨する。</li> <li>・上記の実施によりオンライン資格確認システムの利用率を43.3%以上(KPI)とする。</li> </ul> <p>(外傷点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求点数が3,000点以上の外傷性病名のレセプトについて負傷原因の照会を行う。</li> <li>・負傷原因照会の未回答者に対し、回答期限から1週間経過後に初回催告を実施し、以後3年間、少なくとも6か月おきに再催告を行い、未回答者の減少に努める。</li> </ul>	<p>(内容点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払基金との定例打ち合わせの実施および管理者面談により点検員の査定傾向の把握を行い、情報共有を図った。</li> <li>・1件当たり査定金額 2,982円</li> <li>・査定効果額 88,843,930円</li> <li>・社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率 0.304%</li> </ul> <p>(資格点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認システム利用率 35.2%</li> <li>※新型コロナの影響で協会全支部においてオンライン資格確認システムにかかる利用勧奨ほかの活動を中止した。</li> </ul> <p>(外傷点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画通りに実施</li> <li>・負傷原因照会件数を6,216件実施した。その後、1か月ごとに回答促進に努めた。</li> </ul>	<p>(内容点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動点検マスタメンテナンスの実施及び汎用任意抽出の効率的な活用によりシステム点検の拡大を図る。</li> <li>・点検員間の情報共有の強化および他支部の査定事例の情報共有を行うことにより高額査定を目指した内容点検を実施する。</li> <li>・外部講師による効果的な研修を実施し再審査申し出の精度の向上を図る。</li> <li>・支払基金との協議の場を活用し情報共有を図り、効果的な点検を行う。</li> </ul> <p>(資格点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会のオンライン資格確認システムは、国のオンライン資格確認の実施に伴い、令和3年2月にサービス終了済。</li> <li>・例月の進捗管理を徹底する。</li> </ul> <p>(外傷点検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進捗管理を徹底し、未回答者への催告、再催告を確実に実施する。</li> <li>・損害保険会社と早期交渉を行い早期に回収を行う。</li> </ul>

# (1-3) 基盤的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和3年度への課題と対応
<p>5 ○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回施術(施術日数が月15日以上)の申請について、加入者に対し施術部位・施術日を確認する文書照会を実施する。</li> <li>・部位ころがし(負傷部位を意図的に変更し長期に施術)等過剰に施術を受けていると思われる加入者に対し適正受診のための啓発文書を送付する。</li> <li>・多部位頻回施術、部位ころがし施術が著しく疑わしい施術者の情報を柔道整復療養費審査委員会に提供し、該当施術者の申請書を重点的に審査する。また、保険給付適正化会議において情報の共有、対応の検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回施術(施術日数が月10日以上)の申請について、加入者に対し施術部位・施術日を確認する文書照会を実施した。(2,123件)</li> <li>・本部より提供されるデータを活用して直近12ヵ月の受診において初診日が7日以上ある患者に対し、適正受診を啓発する文書を送付した。(8月:787件、12月:689件)</li> <li>・分析結果のほか留意事項や連絡事項をとりまとめ審査会時に情報提供を行った。(166件)</li> <li>・3部位15日以上申請割合 0.92%(1,966件/214,263件) (目標0.76%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の取り組みを引き続き継続するほかに、柔道整復療養費審査委員会にて不正な請求が疑われる施術者に対し、面接確認を実施する。</li> </ul>
<p>6 ○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の再同意書の確認を徹底する。</li> <li>・不正の疑いのある施術者について厚生局に情報提供し、その後の状況を追跡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のところ不正が疑われる施術者はおらず、厚生局あて情報提供はしていないが、医師の再同意書の確認など重点的に審査を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の取り組みを継続する。</li> </ul>
<p>7 ○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 (保険証回収強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失届への保険証未添付者に対し、日本年金機構の喪失処理後3日以内に保険証の返納催告文書を送付し、その後1週間以内に2回目、その後1週間以内に3回目の催告文書を送付する。</li> <li>・日本年金機構から回送される保険証回収不能届により、受付から7営業日以内に電話催告を実施する。</li> <li>・資格喪失届への保険証未添付が多い事業所に対し、文書または訪問により保険証回収を指導する。</li> </ul>	<p>(保険証回収強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次、二次、三次催告を予定通り実施した。</li> <li>・保険証回収不能届による電話催告 483件</li> <li>・保険証回収率 94.98%</li> <li>・医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合 0.061%</li> </ul>	<p>(保険証回収強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構と連携協力し、保険証の返納催告及び広報を実施し、回収率を高める。</li> <li>・電話番号の判明した未返納者に対して最大3回の電話勧奨を行い、未返納者から確実に回収を図る。</li> <li>・保険証未添付が多い事業所に対し、保険証返納に関する啓発文書の送付を行い、喪失後受診の発生防止を図る。</li> </ul>

# (1-4)基盤的保険者機能関係

	重点事業	実施状況	令和3年度への課題と対応
	<p>(債権管理回収業務の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部で定めた債権回収スケジュールに沿った催告等を確実に実施するとともに管理者による進捗管理を徹底する。</li> <li>・特に10万円(過年度50万円)を超える債権については、債権進捗会議により支部内で情報共有する。</li> <li>・10万円を超える資格喪失後受診にかかる返納金については、直接債務者に保険者間調整について説明し制度利用により確実に回収する。</li> <li>・回収率向上のため、弁護士による文書催告を継続する。</li> <li>・なお残る未納者に対しては、法的手続きによる回収を実施する。</li> </ul>	<p>(債権回収業務の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュール通りに実施した。</li> <li>・保険者間調整件数 392件</li> <li>・弁護士催告件数 237件</li> <li>・法的手続き 30件</li> <li>・返納金債権(喪失後受診) 51.02%</li> <li>・現年度債権回収率 55.46%※目標値58.66%</li> <li>・過年度・債権回収率 29.35%※目標値29.01%</li> </ul>	<p>(債権回収強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者間調整制度の利用促進を行う。特に国民健康保険の資格が確認された債務者については確実に実施をする。</li> <li>・弁護士名および配達証明による催告を実施し効果的かつ効率的な回収を図る。</li> <li>・50万円以上の高額債務者については法的手続きを全件実施し、確実な回収を図る。</li> </ul>
8	<p><b>○限度額適用認定証の利用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種説明会・広報を活用し利用促進を図る。</li> <li>・訪問または文書勧奨による限度額適用認定申請書を設置する医療機関の拡大、並びに利用率の低い医療機関に対する働きかけを継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽNews及び9～10月の社会保険事務説明会において限度額適用認定証の利用促進に向けた広報、説明を行った。</li> <li>・限度額適用認定証を利用していない高額療養費TA対象者に対し、高額療養費TA申請書送付時にリーフレットを同封した。(10月～3月:615件)</li> <li>・高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合:77.2%(目標85.0%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、利用促進に向けた広報等を継続する。</li> </ul>
9	<p><b>○被扶養者資格の再確認の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者資格の再確認の必要性を周知し、就職などによる被扶養者資格削除事由発生後早期の届出を促すための広報を実施する。</li> <li>・未提出事業所に対し提出勧奨を行う。また、所在不明により未送達となった事業所の所在調査を行い確実に送付・回収する。</li> <li>・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月に社会保険労務士あて協力依頼文書を送付した。また、協会けんぽNewsにより広報を行った。</li> <li>・12月、日本年金機構へ所在不明事業所の照会を実施。未送達事業所に対し確実に送付するよう努めた。</li> <li>・提出率:92.3%(目標92.0%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出を促す最も効果的な時期に広報を実施すべく出来るだけ早くから準備に取り掛かる。</li> <li>・未提出事業所に対し文書による催告を行う時期に合せ効果的なタイミングで電話催告を実施する。</li> </ul>
10	<p><b>○オンライン資格確認の円滑な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施行予定であるマイナンバーカードの保険証利用促進のための周知活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月に協会けんぽNews及び健康保険委員のひろばへの記事掲載、号外メールマガジンでの発信を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本格実施が延期になったものの、引き続き支部の広報媒体により周知を行う。</li> </ul>

# (2-1)戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和3年度への課題と対応
○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施		
i)特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上		
<p>1 ○被保険者(40歳以上)(受診対象者数:274,951人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診 受診率 54.0%以上 (受診見込者数:148,474人)</li> <li>・事業者健診データ 取得率 14.0%以上 (取得見込者数:38,494人)</li> </ul>	<p>[生活習慣病予防健診]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・53.9%(目標差▲0.1% 前年差▲0.3%)</li> </ul> <p>[事業者健診データ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14.2%(目標差0.2% 前年差1.7%)</li> </ul>	
<p>2 ○被扶養者(受診対象者数:66,028人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査 受診率 33.1%以上 (受診見込者数:21,856人)</li> </ul>	<p>[特定健診]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・25.8%(目標差▲7.3% 前年差▲4.9%)</li> </ul>	
<p>3 ○健診の受診勧奨対策(被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初の生活習慣病予防健診の案内のほかに、新規適用事業所への文書案内、電話勧奨を随時行い、健診受診を勧める。</li> <li>・健診機関へ生活習慣病予防健診実施枠の拡大を依頼する。</li> <li>・生活習慣病予防健診受診率、事業者健診データ取得率ともに低い二次医療圏を洗い出し、商工会議所等関係先と連携して優先的に受診勧奨する。</li> <li>・事業主、加入者が利用しなくなる広報を研究する。</li> <li>・事業者健診を実施している医療機関に対し、データ提供に関する同意書取得勧奨業務を委託し、事業者健診データ取得を拡大する。加えて、小規模事業所からの同意書取得業務を強化するため、同業務を一部外部委託する。</li> <li>・労働局、運輸支局との連携による、健診受診および事業者健診データ提供勧奨事業を継続する。</li> <li>・協会けんぽ加入職員の事業者健診のデータ提供に同意が得られていない市町村及び医療機関に対して、データ提供を依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規適用事業所1,339社へ健診案内送付。対象者10名以上の事業所14社には支部から電話勧奨実施。11社が健診利用もしくは同意書提出済み。被保険者1人以上かつ支部対応事業所以外の事業1,325社は外部委託による電話勧奨を実施。</li> <li>・健診機関へ新型コロナウイルス感染症拡大の影響による受け入れ枠の変更と予約状況を調査。(R2.5)</li> <li>・受診率の低い上小地域のうち上田市において、土、日2日連続の検診車健診を実施。80名の予約枠に対し83名受診。</li> <li>・事業者健診実施医療機関からの新規同意書取得42件。加えて、データ取得勧奨と新規適用事業所への受診勧奨業務を外部委託。新規同意書552件取得。</li> <li>・インセンティブを活用した同意書取得委託を7健診機関と締結。</li> <li>・労働局及び運輸支局との連名文書送付。送付後、電話勧奨も実施。三者連名送付29社のうち5社、二者連名送154社のうち60社から同意書提出あり。</li> <li>・同意書の取得がないもしくは同意がされているが、受診率が低い事業所への訪問勧奨を実施。幹部職員同行し4社訪問。同意書8枚取得。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話勧奨対象事業所のおよそ半数が被保険者1名の事業所。電話に限らないアプローチの方法も検討が必要。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大により、健診機関への積極的な実施枠拡大依頼は行わなかった。</li> <li>・未受診者対策として、上田市国保と連携した検診車健診を実施。小規模事業所勤務者の自宅への個別勧奨を行うことで、健診事業の周知といった点でも効果があった。ほかの受診率が低い二次医療圏でも取り入れていく。</li> <li>・外部委託によるデータ取得の継続。R2年度が初めての取り組みだったため、効果検証をきちんと行い、R3年度の委託に活かす。</li> <li>・幹部職員訪問を継続する。</li> </ul>

## (2-2)戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和3年度への課題と対応
<p>4 (被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度当初の受診券の送付のほかに、年度途中に被扶養者認定をされた対象者に対して随時受診券を送付し、健診受診を勧める。</li> <li>・市町村(国保)と実施する集団健診の日程に併せ、対象地区の被扶養者に受診勧奨を行う。また、市町村に対し集団健診で協会加入者も受診できる旨を案内していただくよう依頼する。</li> <li>・協会単独の集団健診を実施する。実施にあたり、令和元年度実施内容について効果検証を行い、より魅力的な実施内容とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規扶養認定者に対して個別に受診案内を9,016名に送付。</li> <li>・市町村集団健診の受診案内を51地域18,241名に送付。コロナウイルス感染症拡大の影響で中止延期が相次いだが、健診実施機関、市町村との連携を密にし、実施状況確認のうえ時期を変えて送付。</li> <li>・松本市国保と相乗り健診実施。210名の予約者に対し、203名受診。上田市、岡谷市は新型コロナウイルス感染症拡大により中止。</li> <li>・3機関と個別契約を結び独自集団健診を実施。</li> </ul> <p>85日程 勧奨数:60,818名 受診者:6,315名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの影響を受けて受診率はかなり下がった。被保険者は労働安全衛生法により受診が義務付けられているが、被扶養者にはないので、受診控えがダイレクトに数字に表れた。健診会場では十分な対策を行っていること、毎年の受診が必要なことを継続して案内していく必要がある。</li> <li>・市町村集団健診の受け入れ枠や実施数といった実態把握ができていない。受診率の低い市から対策を講じる。</li> </ul>

### ii)特定保健指導の実施率の向上

<p>1 ○被保険者(受診対象者数:34,215人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導 実施率 28.0%以上 (実施見込者数:9,580人)</li> </ul> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会保健師実施分 20.0%以上 (実施見込者数:6,843人)</li> <li>アウトソーシング分 8.0%以上 (実施見込者数:2,737人)</li> </ul> <p>○被扶養者(受診対象者数:1,683人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導 実施率 14.9%以上 (実施見込者数:251人)</li> </ul>	<p>特定保健指導18.4% (目標差▲9.0% 前年▲5.0%)</p> <p>※被保険者・被扶養者別実施率は確認中</p>	
---	---	--

## (2-3)戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和3年度への課題と対応
<p>2 ○保健指導の実施対策 (被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導専門業者への業務委託及び特定保健指導委託健診機関数を拡大する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業保健師設置企業の情報を収集し特定保健指導を拡大する。</li> <li>・年度内2回を目途に委託先の保健指導者間の情報交換会(研修会含む)を行う。</li> <li>・事業主及び受診者の時間的負担軽減のために、健診当日の特定保健指導分割実施を健診機関に働きかける。加えて、検診車により実施している健診で委託先の要員事由により健診当日の特定保健指導分割実施が困難な場合は、協会保健指導者による特定保健指導の分割実施を事業所及び健診機関へ提案し、実施する。</li> <li>・集団での特定保健指導のモデル実施の評価を行い、評価結果に基づき集団指導を展開する。</li> <li>・支部への来所による特定保健指導を推進する。</li> <li>・特定保健指導対象の喫煙者に対する禁煙指導を強化し、特定保健指導対象者の減少に結びつける。</li> </ul> </li> </ul> <p>(被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会単独の集団健診当日に特定保健指導の初回面談を分割実施する。</li> <li>・県・市町村等と連携し、市町村への特定保健指導の委託拡大を図る。</li> <li>・地域の公民館等で、協会指導者による集団学習を実施する。</li> </ul>	<p>(被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月下旬から特保指導専門業者への委託開始。2,742件委託。</li> <li>・特保委託健診機関 10/1より1機関新規契約を行い34機関</li> <li>・保健師等が在職する事業所への特保委託契約に向けて情報収集。1社確認できたが、契約までは至らず。</li> <li>・情報交換会は、感染症拡大防止のため、実施を見合わせた。</li> <li>・協会保健指導者による健診当日の特定保健指導分割実施 1社。実施に向けての情報提供 1社。</li> <li>・特保実施件数の少ない委託健診機関に対し、状況確認と支援の実施。</li> <li>・チャレンジ宣言事業所かつ特保の対象者が多いものの実施件数が低い事業所へ、幹部職員同行事業所訪問 13社。</li> </ul> <p>(被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自集団健診当日に特定保健指導の初回面談を分割実施。235名実施。</li> <li>・被扶養者特保について、令和元年度同様、朝日村と特定保健指導の委託契約。</li> <li>・公民館などを借りて、集団にて特保実施計画をしていたものの感染症拡大防止を鑑み、中止とした。</li> </ul>	<p>(被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特保対象者がいる事業所へ確実に案内通知を送付し、初回面談の拡大を図る。そのために、事務の効率化を図る必要がある。</li> <li>・特保専門業者との連携強化のため情報交換を行う。</li> <li>・協会保健指導者および特保専門業者の進捗管理の実施。</li> <li>・特保委託健診機関における進捗管理の実施。実施件数の少ない機関へ訪問して状況把握と支援の実施</li> <li>・禁煙対策は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況から、積極的な働きかけは行わず、事業所からの依頼に応じ実施するにとどまった。状況をみながら、支部で構築してきた禁煙教室を事業所へ広報し、利用向上に努める。</li> </ul> <p>(被扶養者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独自集団健診時の特保の健診機関への委託を継続し、対象者への確実な実施を図る。</li> <li>・県・市町村と連携し、市町村へ被扶養者の特定保健指導の委託契約が出来るよう働きかける。</li> </ul>

## (2-4)戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和3年度への課題と対応
iii)重症化予防対策の推進		
<p>○未治療に係る受診勧奨事業 受診勧奨後3か月以内の医療機関受診者割合12.9%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診により要治療と判定されながら3か月以内に医療機関を受診していない方への本部から受診勧奨(一次勧奨)文書送付後、その翌月に支部から二次勧奨文書を送付、さらにその翌月に電話勧奨を行う。</li> <li>血圧値及び血糖値が高い方へは、脂質値の情報も追加して受診勧奨を実施する。</li> <li>特定保健指導対象者で受診勧奨対象者への事業所訪問を実施する。</li> <li>事業主に対し、要治療者の治療促進に向けた事業所としての対応(受診勧奨、受診環境整備等)を働きかける。</li> <li>未治療者に対して、次回の健診結果に注目させ再び要治療と判定された場合には確実に医療機関を受診するよう、前回の健診受診月の前月に文書(三次勧奨)を送付する。</li> <li>三次勧奨の効果検証を行う。</li> </ul>	<p>【一次勧奨後3か月以内の受診割合 9.3%】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文書勧奨を実施した。(一次勧奨 6,177名、二次勧奨 858名)二次勧奨対象者には、脂質値を追加したうえで文書を送付した。</li> <li>二次勧奨対象者のうち、受診状況の回答がない者へ電話による受診勧奨を実施した。(798名)</li> <li>長野労働局との連名で事業主あて勧奨文書を送付した。(2,974件)</li> <li>二次勧奨者のうち、電話により接触ができなかった者又は受診が確認できなかった者435名へ三次勧奨を実施した。</li> <li>三次勧奨に効果があることが確認できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当協会からの受診勧奨前に自ら医療機関を受診する方は約66%いるが、受診勧奨をしても受診しない方には行動変容を促すことが必要である。協会のみならず様々な方向からの働きかけを行う。</li> <li>引き続き対象者への文書勧奨、電話勧奨を行う。さらに、電話勧奨時に連絡が取れなかった対象者については、特定保健指導で事業所を訪問した際に面談を実施する。</li> <li>職場内での受診環境整備を促進するため、長野労働局との連名で事業主あて文書を送付する。</li> <li>健診受診後3か月以内の受診を目的に、事業所健康度診断カルテや協会けんぽNewsなどの広報誌で広報する。</li> </ul>
<p>2 ○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険薬局薬剤師による「運動」「食事」「服薬」の行動目標設定と6か月間にわたる行動変容の継続支援を柱とした「重症化予防プログラム」(松本市との共同事業)を継続実施する。</li> <li>市町村が実施している重症化予防事業に参画し国民健康保険と一体となった枠組みで実施できるよう情報収集・協議を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に引き続き、松本市が実施する保険薬局薬剤師による重症化予防プログラムに参加した。糖尿病で通院中である協会加入者3名にプログラムを実施した。</li> <li>長野県から市町村が実施している重症化予防事業の情報を収集した。その後、長野県のモデル事業として松川町との連携を行うこととした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プログラムの参加者数が少ないため拡大を図っていく。そのためには、本プログラムの意義について医師と患者の理解が必要であり、松本薬剤師会及び松本市と連携して医師に働きかけを行う。</li> <li>長野市糖尿病性腎症重症化予防対策検討会に参画し、情報収集や連携した事業展開を検討する。</li> <li>県が行う重症化予防事業のモデルとして松川町と連携し実施する。</li> </ul>

## (2-4) 戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和3年度への課題と対応
iv)健康経営(コラボヘルスの推進)		
<p>1</p> <p>○健康づくりチャレンジ宣言(健康宣言)事業所の拡大 800事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険委員委嘱事業所に対して健康宣言を勧奨する。</li> <li>・後期高齢者支援金にかかるインセンティブ指標(健診受診率、特定保健指導実施率、特定保健指導対象者の減少率、要治療者の医療機関受診率、ジェネリック医薬品使用割合)の数値が低い事業所に対して健康宣言を勧奨し、健康経営を通して協会事業に対する理解を促す。</li> <li>・市町村や商工団体等の関係機関と連携し、健康経営の地域的な広がりを推進する。</li> </ul>	<p>【令和3年3月末 842事業所】 (年間173事業所の宣言あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野、伊那、飯田商工会議所との共催による健康経営セミナーを実施した。</li> <li>・サキベジ推進協議会主催のセミナーにて、健康経営優良法人と健康宣言について説明を行った。</li> <li>・民間法人との連携により、健康宣言事業の勧奨を強化した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康宣言に取り組む事業所はまだまだ少なく、更なる拡大に向け、商工会議所との共催による健康経営セミナーの実施により健康宣言の勧奨を推進する。</li> <li>・民間法人との連携により健康宣言を勧奨する。</li> <li>・各種広報を活用して健康経営優良法人認定事業所取組事例の紹介を通じ、認定制度の浸透を実施する。</li> </ul>
<p>2</p> <p>○健康づくりチャレンジ宣言事業所の取り組み支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の健康度を経年変化によって「見える化」した事業所健康度診断カルテの提供により、これまでの取り組みの振り返りと合わせ、今後の取り組み内容を事業所と連携して検討する。</li> <li>・「食事・生活習慣」、「運動」、「メンタルヘルス」、「がん対策」、歯科健診啓発を含めた「歯周病予防」に関する講習会を関係機関と協力し合計100社で実施する。</li> <li>・運動習慣の定着とコミュニケーションの醸成を目的とした3名1組のチーム単位でのウォーキングラリーを、協会や県・経営者団体などで構成する「事業所の健康づくりプロジェクト委員会」で実施する。</li> <li>・長野県の課題である塩分摂取過剰、若い世代の野菜摂取不足を解消するために作成した健康レシピ集を配布し、食生活改善を促す。</li> <li>・健康経営優良法人認定制度の認定基準に適合する取り組みを実践するよう推奨し、健康経営優良法人2021認定企業を220社にする。</li> <li>・事業所内での取り組みが継続するよう広報チラシ等により定期的に健康づくりに関する情報を発信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宣言している517事業所に令和元年度データに基づく事業所健康度診断カルテを作成し送付した。(10人以上の健診結果がある事業所のみ)</li> <li>・事業所に赴いて行う講習会について5つのテーマの講座を用意した。 【令和2年度 講習会67社開催】</li> <li>・県も交えた「ウォーキング大賞」は今年度中止となったが協会けんぽ単独で開催。県全体で224チーム、672名が参加した。</li> <li>・健康レシピ集は、フリーペーパーに一項目ずつ5か月間連載し、読者プレゼントを実施。この他、希望のあった宣言事業所や特定保健指導のごはんチェック利用者、健診結果の提供をしていただいた被扶養者に配布した。</li> <li>・健康経営優良法人制度について、昨年度との変更点を確認した。セミナーでの説明を計6回実施した。</li> <li>・当支部では276法人(大規模法人部門8法人、中小規模法人部門268法人)が健康経営優良法人2021の認定となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康宣言は仕組み(宣言項目)を見直し、より取り組みが充実するように変更する。それに伴い、現在宣言済の事業所に宣言項目の変更をしてもらう。</li> <li>・拡大とともに宣言事業所の取り組み支援をさらに充実させていく必要がある。民間法人との連携により様々なツールを提供できるようにする。</li> <li>・新型コロナの影響により講習会を開催する事業所が減少した。また、事業所に講師を派遣するのではなく、オンラインでの開催を求める声もあったことから、令和3年度からオンライン開催の対応も可能とした。</li> <li>・令和3年度のウォーキング大賞では、参加者数の増加に向け広報を行う。また、運営に関しては健康づくりプロジェクト委員会での議論に積極的に関わり、次年度の事業を検討する。</li> </ul>

## (2-5)戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和3年度への課題と対応
v)その他		
<p>1 ○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報は加入者を対象とした理解度調査の結果を基にした内容とする。</li> <li>・「健康保険委員のひろば」(季刊誌)、「協会けんぽ News」(毎月)などの広報誌やメールマガジン(毎月10日配信)による定期的な広報を行う。メールマガジンについては、健康保険委員勧奨及びチャレンジ宣言事業所勧奨等を含めて、あらゆる機会での登録勧奨を継続する。</li> <li>・無関心層を含めて広く発信するためメディアを活用した広報を行う。</li> <li>・外部研修や協会内研修参加等により効果的な広報手法を研究し実践する。</li> <li>・協会の事業運営への協力と被保険者に事業内容を周知していただくため健康保険委員の委嘱を勧める。</li> <li>・広報物、健康経営セミナーや健康保険委員研修会を通じ、信州ACEプロジェクトの取り組み【Action(体を動かす)、Check(健診を受ける)、Eat(健康に食べる)】の紹介、普及に努める。</li> <li>・解散した健康保険組合から当支部に新たに加入となった事業主及び事務担当者、加入者に対し当協会の取り組みや事務の広報を行い、周知を図る。</li> </ul>	<p>【健康保険委員数 4,681名 被保険者カバー率 54.4%】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に適用した1,327事業所に登録勧奨を文書で実施した。</li> <li>・被保険者100名以上の10事業所には訪問による勧奨を実施した。</li> <li>・プレスリリースを8回実施した。(ジェネリック医薬品使用状況、重症化予防事業の取り組み、お薬手帳カバーの作成、県歯科医師会との協定、健診結果からの支部別スコアリングレポート、令和元年度インセンティブ制度実績、令和3年度健康保険料率、県内健康経営優良法人2021認定数)</li> <li>・インセンティブ制度の周知のためメディアを利用した広報を実施した。(ホームページ、WEB広告、テレビ番組、ラジオCM、新聞広告)</li> </ul> <div data-bbox="1174 832 1302 986" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="954 943 1166 991">インセンティブ制度 マスコットキャラクター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規に適用となった事業所には健康保険制度を周知する必要もあり健康保険委員の登録勧奨を確実にを行う。</li> <li>・好事例の発信により健康リテラシーと協会事業理解度向上を目指し、チャレンジ宣言事業所を取材し、健康保険委員のひろばに掲載する。</li> <li>・当支部の事業を周知するうえで、積極的にプレスリリースを活用する。</li> <li>・昨年度に引き続きインセンティブ制度の周知を図り、令和3年度はマンガを利用して広報を展開する。(ホームページ、WEB広告、フリーペーパー、冊子)</li> </ul>

## (2-6)戦略的保険者機能関係

重点事業	実施状況	令和3年度への課題と対応
<p>2 ○ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品軽減額通知サービスや希望シールの配布事業を継続実施する。</li> <li>・医療機関・薬局ごとに使用状況を可視化したお知らせを送付し、主要な医療機関等は個別に訪問することによりジェネリック医薬品使用促進を働きかける。</li> <li>・適正受診の啓発及びジェネリック医薬品使用を促進させるため、県薬剤師会や市町村、関係団体と連携してセミナーを実施する。</li> <li>・ジェネリック医薬品使用促進などによる医療費適正化と合わせ子育て世代の健康リテラシーを向上させるため、新生児の親を対象に広報誌を発行する。</li> <li>・ジェネリック医薬品使用割合について、事業所健康度診断カルテを通じて事業主に情報発信する。</li> <li>・薬局を通じて患者にお薬手帳カバーを配布し、ジェネリック医薬品の使用促進や重複投薬の防止を図る。</li> <li>・保険者協議会、ジェネリック医薬品使用促進連絡会など他の保険者等が参画する団体を活用し、団体名でのポスター、啓発文書作成により加入者や医療提供者に対する働きかけを行う。</li> </ul>	<p>【令和2年9月診療分 81.0%】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・16医療機関及び27調剤薬局を訪問し、使用状況を可視化したお知らせを配布した。</li> <li>・11月に、使用状況を可視化したお知らせを医療機関(329通)、薬局(948通)に送付した。</li> <li>・長野県内の地域毎に使用割合の差がある要因を分析した。また、医薬品使用実績リストをホームページに掲載した。これらを、県薬剤師会・長野県に情報提供を行った。</li> <li>・健康保険委員研修会において県薬剤師会協力の下、ジェネリック医薬品に関するセミナーを実施した。(県内6会場、約500名)</li> <li>・改良版お薬手帳カバーを作成し、312薬局へ30,000枚を配布した。3月に使用感等をアンケート調査し回答を集計した。</li> <li>・新生児の親を対象として広報誌を4,961件送付した。</li> <li>・事業所健康度診断カルテにジェネリック医薬品使用割合を記載し、事業所に配布した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品使用割合の伸びは鈍化しており、地域別、年代別、医療機関等など、次の通り訴求対象を明確にした事業を展開する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①地域別の対応として、比較的低調な地域の薬剤師会等に情報を提供する。</li> <li>②年代別の対応として、新生児の親への働きかけを行う。</li> <li>③医療機関等への対応として、薬局に対する使用状況を可視化したお知らせの継続、医療機関に対する配布拡大を図る。また、処方量が多い医療機関や薬局への訪問により協会事業への理解を求めるとともに、県医師会との情報共有を継続する。</li> </ol> </li> <li>・協会けんぽの概要と医療制度の仕組みと合わせたジェネリック医薬品使用を含む医療費適正化を目的に、社会保障の担い手である学生に対する啓発事業を計画し次年度の実行に向けた準備をする。</li> <li>・加入者にジェネリック医薬品の理解を深めてもらうため、Q&amp;A方式の冊子を作製し配布及びホームページでの発信を行う。</li> <li>・引き続き、お薬手帳配布にかかる4指標に基づく効果測定を行う。</li> <li>・改良版お薬手帳カバーのアンケート結果を基に、今年度の仕様を検討する。</li> </ul>
<p>3 ○地域の医療提供体制への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療審議会、地域医療構想調整会議、国民健康保険運営協議会、保険者協議会等に参画し、「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用しながら、あるべき医療提供体制や加入者の健康づくりへのデータに基づいた効果的な意見発信を行う。なお、すべての地域医療構想調整会議に健康保険組合と連携し被用者保険者が参加する。</li> <li>・協会が保有する医療費データ等をタイムリーに分析し、医療費適正化に向けた情報を評議会、関係機関、ホームページ等で定期的に発信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10圏域のすべての地域医療構想調整会議に健康保険組合と連携し被用者保険者が委員として参加した。会議はすべて書面開催であったため意見書の提出により意見発信した。</li> <li>・データに基づくプレスリリースを2回実施。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①重症化予防事業の取り組み(健診受診後の3か月以内の医療機関受診率など)</li> <li>②お薬手帳カバーの作成(複数の医療機関受診者のうち1薬局のみから調剤した人の割合)</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会が保有するデータを有効に活用した意見発信があまりできていない状況である。</li> <li>・地域医療構想調整会議などで、レセプトデータに基づく医療の提供状況を地域の実情を踏まえて意見発信していく。</li> <li>・さらに、データに基づき当支部の血糖リスク分析を行い情報を発信する。</li> </ul>

### (3)組織体制関係

重点事業	実施状況	令和3年度への課題と対応
<p>1 ○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①役職に応じた役割を理解し、能力を發揮し役割に合った実績を上げた職員を適正に評価するため、具体的な目標を設定する。</li> <li>②目標の進捗管理を上司による部下の目標達成支援のため、月次の振り返りを行う。</li> <li>③目標管理を通じ、業務の進捗確認を行うことにより、事業計画を着実に推進する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の「標準化」「効率化」「簡素化」を徹底し、複数業務遂行可能な職員を育成したうえで、戦略的保険者機能を發揮すべく柔軟に人員を配置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部の方針から「目標連鎖シート」により役職・階層毎に目標を具体化して設定した。</li> <li>・毎月進捗確認のため、「月次振り返りシート」を活用して、上司と部下の振り返りを行った。</li> <li>・担当することができる業務を増やすことによる「多能化」や処理時間を少なくすることによる「生産性の向上」を目的とした「山崩し方式」を進化させるよう努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標進捗管理のために目標達成支援として部下と上司による「振り返り」を毎月行う。</li> <li>・管理者のマネジメント能力を向上させ更なる生産性向上に努める。</li> </ul>
<p>2 ○OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新入職員のOJTと若手職員の業務ローテーションを計画的に実施し、広範囲に基礎的業務力を修得させる。</li> <li>・人材育成を通じ業務を再点検するとともに、先入観なく発信された問題意識を業務改善につなげ、組織を活性化させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新採1名の6か月間のOJT計画を作成し、全グループの各指導担当者がそれぞれ実施した。</li> <li>・若手職員の業務ローテーションを実施し、経験業務を広げた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度新採職員2名のOJTを実施する。各指導担当者も教えることにより自らの業務の再確認を行う。</li> <li>・昨年度採用した職員を含め若年職員の業務ローテーションを実施する。</li> </ul>
<p>3 ○費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達における競争性を高めるために公告内容を広く告知するように努める。</li> <li>・印刷物の作成や事務作業が大量となるような業務については、事務の効率化を見据え積極的に外部委託する。</li> <li>・コスト削減を意識して行動し、光熱費や消耗品費などの事務経費を対前年度5%削減させる。</li> </ul>	<p>【令和2年度 一者応札案件 12.5%】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8件の一般競争入札に対し一者応札案件は1件であった。</li> <li>・光熱費、消耗品費については、支部職員に毎月の消費状況を見える化した資料を掲示板に公開し、重点取組事項を掲出し、削減に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度に引き続き、仕様の限定緩和や余裕を持った事業スケジュールの設定及び過去参画業者への入札呼びかけなど、一者応札を回避できるようにする。</li> <li>・光熱費、消耗品費については、引き続き、月次消費情報の共有と重点取組事項を管理職間で共有し、朝礼及び掲示板において支部職員に対して徹底する。</li> </ul>
<p>4 ○リスク管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスや情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修を全職員に実施し、制度及び取扱いについての理解を深め、規程等の遵守を徹底することにより、加入者から信頼される組織運営を行う。</li> <li>・各種規程、業務マニュアル等に沿って業務を遂行するとともに、これまで発生した事務処理誤りの再発防止策の実行状況を逐次点検すること等により、確実に誤りのない事務処理を実践する。</li> <li>・大規模自然災害発生時等の安全管理やBCP(事業継続計画)対応のための研修や訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の自主点検により個人情報の取り扱い及び情報セキュリティを中心に確認を行った。</li> <li>・9月は支部独自の「事務処理誤りゼロ月間」を設定し、11月16日からは「長野支部誤送付ゼロ運動」として半年間ゼロを目指し、支部全職員に対してルールに則った事務処理を行うよう意識づけを行った。</li> <li>・令和2年度の事務処理誤りは、「宛名シールの作成誤りによる誤送付」「返納金納付書の誤送付」2件発生。</li> <li>・支部独自の「コンプライアンスNews」の発行により他支部及び他者事例の共有により注意喚起を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から職員に高い意識を持ってもらうため、支部研修実施計画に沿って、研修を実施する。</li> <li>・情報セキュリティ研修(7月、10月)</li> <li>・コンプライアンス研修(8月)</li> <li>・ハラスメント研修(9月)</li> <li>・個人情報保護研修(11月)</li> <li>・メンタルヘルス研修(2月)</li> <li>・引き続き、月例の「自主点検」及び「コンプライアンスNews」により個人情報、情報セキュリティの適切な取り扱いとコンプライアンスの順守に対する意識づけを継続する。</li> </ul>

## (4) 令和2年度KPI実績(重点業績評価指標※Key Performance Indicator)

区分	施策	項目	目標	実績	目標と実績の差	達成状況
基盤的 保険者機能	1 サービス水準向上	サービススタンダード	100%	100%	±0%	達成
		申請書郵送化率	96.0%	96.7%	+0.7%	達成
	2 効果的なレセプト点検	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検定率	0.330%	0.304%	▲0.026%	未達成
		オンライン資格確認用U S B利用率	50.0%	35.2%	▲14.8%	未達成
	3 柔道整復療養費の 照会強化	柔道整復施術で3部位、月15日以上の申請割合	0.76%以下	0.92%	+0.16%	未達成
	4 返納金債権発生防止	資格喪失後1か月以内の保険証回収率	95.0%	94.98%	▲0.02%	概ね達成
		資格喪失後受診にかかる現年度返納金債権回収率	46.08%	51.02%	+4.94%	達成
		医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合	0.051%以下	0.061%	+0.01%	未達成
5 限度額認定証利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合	85.0%	77.2%	▲7.8%	未達成	
6 被扶養者資格の再確認	被扶養者資格確認書の提出率	92.0%	92.3%	+0.3%	達成	
戦略的 保険者機能	1 特定健診	生活習慣病予防健診受診率	54.0%	53.9%	▲0.1%	概ね達成
		事業者健診データ取得率	14.0%	14.2%	+0.2%	達成
		被扶養者特定健診受診率	33.1%	25.8%	▲7.3%	未達成
	2 特定保健指導	特定保健指導実施率	27.4%	18.4%	▲9.0%	未達成
	3 重症化予防	受診勧奨後3か月以内の医療機関受診率	12.9%	9.3%	▲3.6%	未達成
	4 広報活動	広報活動における加入者理解率	42.6%	38.1%	▲4.5%	未達成
		全被保険者数に占める健康保険委員カバー率	53.5%	54.4%	+0.9%	達成
	5 ジェネリック医薬品 使用促進	ジェネリック医薬品使用割合	81.3% (2020.9診療分)	81.0%	▲0.3%	未達成
6 地域医療体制への 働きかけ	地域医療構想調整会議への参加率	100%	100%	±0%	達成	
	効果的な意見発信	実施する	実施	-	達成	
組織 体制	1 コスト削減	一者応札案件の割合	20.0%以下	12.5%	▲7.5%	達成

## (5)令和2年度下期事務処理誤り

返納金納付書の誤送付	
発生年月日	令和2年11月12日
事案	返納金の納付書を本来送付すべき方ではなく、誤って別の方に送付したものです。
発生原因	<p>下記の2点があります。</p> <p>①発送指示者から返納金納付書の送付先が表示された管理簿と一緒に送付物を一次確認者へ渡し、送付先を確認後、送付物を封入し、二次確認者へ引き継ぎます。二次確認者は封入物を確認、封緘後送付しています。 一次確認者は管理簿との確認を怠ってしまい、納付書を別の方と取り違えて封入してしまいました。 二次確認者には管理簿が回付されなかったことから、二次確認者は、宛先と内容物の住所・氏名が一致していないが、正しい組み合わせであるものと誤認識したまま混入物がないことのみを確認し封緘してしまいました。</p> <p>②個人情報を含む書類を送付する場合は、自席でなく専用スペースで作業をする取り決めとしていましたが、一次確認者、二次確認者ともに自席等で作業しており、ルールが守られていませんでした。</p>
判明日	令和2年11月13日
判明契機	誤送付先である事業所からの電話により判明しました。
対応日	令和2年11月13日から令和2年11月16日
対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・誤送付した事業所に謝罪を行い、再度正しい納付書を送付し、誤って送付した納付書を回収しました。</li><li>・送付先を誤った納付書のご本人様には事情を説明し、謝罪を行いました。</li></ul>
再発防止策	<p>下記の4点とします。</p> <p>①グループミーティングおよび支部管理者会議で事象について情報共有し改めてダブルチェックの重要性について注意を喚起します。</p> <p>②返納金納付書の送付先が表示された管理簿を二次確認者にも回付し、宛先と内容物の一致を再確認することとします。</p> <p>③作業場所については、専用スペースとしていましたが、例外的に専用スペースが空いていない場合は自席を片付けて作業を行うよう指示をしていました。これらについて自席だと電話対応もあり集中できないため、必ず、専用スペースにて作業を行うよう変更します。</p> <p>④「誤送付ゼロ ノンストップ運動」を半年間実施し、支部全体として誤送付防止に取り組めます。</p>

令和2年度下期：1件発生（令和元年度下期：2件）